

- 住所 京都市山科区四ノ宮泉水町10番地40  
金又力 昭和56年9月26日生
- 住所 京都市右京区太秦下角田町12番地1  
邵愛順 昭和48年6月24日生
- 住所 京都府長岡京市神足2丁目9番10号  
韓國梅 昭和13年5月28日生
- 住所 横浜市西区回野1丁目8番7号  
李幸惠 昭和48年10月26日生
- 住所 東京都昭島市緑町1丁目8番12号  
申麻紀 昭和44年1月7日生
- 住所 東京都小平市花小金井4丁目10番28号  
李晃平 昭和37年8月23日生
- 住所 東京都小平市花小金井4丁目10番28号  
李裕一 昭和40年5月5日生
- 住所 山口県宇部市北小羽山町1丁目5番10-201号  
崔紫織 昭和59年12月15日生
- 住所 北九州市門司区古志4丁目11番8号  
黄正治 昭和43年10月8日生
- 住所 埼玉県川口市前川町4丁目70番地3  
林茂 昭和45年1月15日生
- 住所 千葉県市川市曹谷5丁目28番22号  
南玉記 昭和54年2月28日生
- 住所 愛知県小牧市古雅4丁目15番地5  
崔基南 昭和10年7月18日生
- 住所 名古屋市港区野崎5丁目2番1-1107号  
李時浩 昭和24年5月30日生
- 住所 名古屋市南区三奈2丁目17番26号  
全俊明 昭和48年1月19日生
- 住所 全一明 昭和50年8月24日生
- 住所 岡山市倉敷8番地2  
池記子 昭和45年5月6日生
- 住所 池悠姫 平成14年12月10日生
- 住所 大阪市生野区生野西2丁目2番4号  
申慶子 昭和28年12月14日生
- 住所 慶美幸 昭和54年11月18日生
- 住所 慶慶美 昭和55年12月8日生
- 住所 岐阜県各務原市鷺沼三ツ池町5丁目16番地2  
韓紅 昭和43年8月25日生  
連浩 平成5年11月21日生

（訳文）  
（日本側書簡）  
書簡をもって啓上いたします。本使は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

- 三億千八百万円（三二八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、シハヌークビル港経済特別区開発計画（調査・設計等のための役務（以下「計画」という。）を実施することを目的として、国際協力銀行（以下「銀行」という。）により、日本国の関係法令に従って、カンボジア王国政府に供与されることとなる。
- 借款は、カンボジア王国政府と銀行との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、なかならず次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。
  - 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。
  - 利率は、年〇・九パーセントとする。
  - 支出期間は、前記の借款契約の発効の日から五年とする。
- （1）に規定する借款契約は、銀行が計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む）を確認した後締結される。
  - （1）（c）に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

- 借款は、カンボジアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。
- （1）に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
- 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。
- カンボジア王国政府は、3（1）に規定する生産物又は役務が銀行の調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかならず定める。）に従って調達されることを確保する。
- カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に關し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課すことも差し控える。
- （1）に規定する生産物又は役務の供給に關連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。
- カンボジア王国政府は、次のものを免除する。
  - 銀行について、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに關連してカンボジア王国において課されるすべての財政課徴金及び租税
  - 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に關してカンボジア王国において課されるすべての財政課徴金及び租税
  - 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自身の資材及び設備の輸入及び再輸出に關してカンボジア王国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金
  - 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課されるすべての財政課徴金及び租税
- カンボジア王国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。
  - 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。
  - 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。
- カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及び銀行に対し、計画の進捗状況についての情報及び資料を提供する。

10 両政府は、この了解から又はそれに關連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びカンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

平成十八年三月一日にプノンペンで  
カンボジア王国駐在  
日本国特命全權大使 高橋文明

カンボジア王国  
副首相兼外務・  
国際協力大臣 ハオ・ナムホン閣下  
（カンボジア側書簡）

（訳文）  
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）  
本大臣は、更に、前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

平成十八年三月一日にプノンペンで  
カンボジア王国  
副首相兼外務・  
国際協力大臣 ハオ・ナムホン  
日本国特命全權大使 高橋文明閣下  
○外務省告示第百三十三号  
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約の第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、同修正は平成十八年四月一日に効力を生じ、平成十八年四月一日以降の国際出願日を有する国際出願に適用する。ただし、  
13の、  
2の、  
4の、  
1の、  
1及び  
48.1及び  
48.2の  
修正は平成十八年四月一日より前の国際出願日を

外務大臣 麻生 太郎